# 16 福島市学習センター条例・施行規則・要綱

## (1) 福島市学習センター条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の 規定に基づき、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、市民の教養の向上、生活文化の振興及び社会福 祉の増進を図るため、福島市学習センター(以下、「学習センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学習センターの名称及び位置は、 次のとおりとする。

名 称	位置
福島市中央学習センター	福島市松木町1番7号
福島市三河台学習センター	福島市野田町七丁目 1 番42号
福島市渡利学習センター	福島市渡利字岩崎町190番地
福島市杉妻学習センター	福島市黒岩字田部屋53番地の 2
福島市蓬萊学習センター	福島市蓬萊町四丁目1番2号
福島市清水学習センター	福島市御山字松川原 5 番地の 1
福島市もちずり学習センター	福島市岡部字高畑46番地
福島市北信学習センター	福島市鎌田字中江 1 番地
福島市吉井田学習センター	福島市仁井田字西下川原 1 番地の 1
福島市西学習センター	福島市上名倉字妻下4番地の2
福島市信陵学習センター	福島市笹谷字オノ神 1 番地
福島市飯坂学習センター	福島市飯坂町字銀杏6番地の11
福島市松川学習センター	福島市松川町字杉内33番地
福島市信夫学習センター	福島市大森字馬場 1 番地
福島市吾妻学習センター	福島市笹木野字折杉41番地の 1
福島市飯野学習センター	福島市飯野町字境川19番地の2

### (分館)

第3条 学習センターに次のとおり分館を置く。

名 称	位    置
福島市蓬萊学習センター分館	福島市蓬萊町四丁目1番1号
福島市清水学習センター分館	福島市南沢又字柳清水8番地の1
福島市吾妻学習センター分館	福島市上野寺字下平場35番地の1
福島市飯野学習センター青木分館	福島市飯野町青木字向広表50番地
福島市飯野学習センター大久保分館	福島市飯野町大久保字岩見内17番地
福島市飯野学習センター明治分館	福島市飯野町明治字北小戸明利30番地

### (事業)

- 第4条 学習センターは、 次に掲げる事業を行う。
  - 一 社会教育法第22条に掲げる事業に関すること。
  - 二 生涯学習活動の支援及び場所の提供に関すること。
  - 三 生涯学習の情報の収集、整理及び提供に関すること。
  - 四 生涯学習の相談及びカウンセリングに関すること。
  - 五 図書、記録、視聴覚教室の資料その他必要な資料の閲覧、貸出し及び保管に関すること。
  - 六 その他生涯学習に関すること。
    - 2 福島市中央学習センターは、 学習センター相互の連絡調整を図るとともに個々の学習センターに属しない事業を行う。

(開館時間)

第5条 学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認める ときは、これを変更することができる。 (休館日)

- 第6条 学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。
  - 一 火曜日 (火曜日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日 (以下「国民の祝日」という。)に当たるときは、その翌日)
  - 二 国民の祝日
  - 三 12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

(使用の許可)

- 第7条 学習センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可 を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
  - 2 教育委員会は、前項の許可に際し、学習センターの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

- 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、学習センターの使用を許可することができない。
  - 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
  - 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用 に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
  - 三 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
  - 四 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
  - 五 その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

- 第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、 使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
  - この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - 二 使用の許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
  - 三 第八条各号のいずれかに該当したとき。
  - 四 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
  - 五 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
    - 2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及 ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により学習センターの使 用が不能となった場合も、同様とする。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部 を還付することができる。

(入館の制限)

- 第13条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。
  - 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
  - 二 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
  - 三 その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第14条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又は毀損した者は、市長の指示するところにより、 その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認 めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

### (運営審議会)

第15条 社会教育法第29条第1項の規定により学習センターに次の運営審議会を置く。

名称	所答学羽力\/ <b>/</b> / / / / / / / / / / / / / / / / /
1	所管学習センター
福島市中央学習センター運営審議会	福島市中央学習センター
福島市三河台学習センター運営審議会	福島市三河台学習センター
福島市渡利学習センター運営審議会	福島市渡利学習センター
福島市杉妻学習センター運営審議会	福島市杉妻学習センター
福島市蓬萊学習センター運営審議会	福島市蓬萊学習センター
福島市清水学習センター運営審議会	福島市清水学習センター
福島市もちずり学習センター運営審議会	福島市もちずり学習センター
福島市北信学習センター運営審議会	福島市北信学習センター
福島市吉井田学習センター運営審議会	福島市吉井田学習センター
福島市西学習センター運営審議会	福島市西学習センター
福島市信陵学習センター運営審議会	福島市信陵学習センター
福島市飯坂学習センター運営審議会	福島市飯坂学習センター
福島市松川学習センター運営審議会	福島市松川学習センター
福島市信夫学習センター運営審議会	福島市信夫学習センター
福島市吾妻学習センター運営審議会	福島市吾妻学習センター
福島市飯野学習センター運営審議会	福島市飯野学習センター

- 2 運営審議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験の ある者の中から委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

### (委 任)

第16条 この条例に定めるもののほか、学習センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則(略)

### 別表(第11条関係)

### 一 施設の使用料

	区	ì	使	用料	冷暖房加算料
	個人使用	一般	1 時間	100円	
夕日的去一川	1四八使用	高校生以下	1 時間	50円	
多目的ホール 	   東田休田	一般			
	専用使用	高校生以下	1 時間	100円	
	個人使用	一般	1 時間	100円	
! 軽運動室	1四八使用	高校生以下	1 時間	50円	
	東田休田	一般	1 時間	200円	
	専用使用	高校生以下	1 時間	100円	甘土体田料の数の
視聴覚室	専用使用	一般	1回	1,500 円	基本使用料の額の
研修室	専用使用	一般	1回	500 円	100分の20に相当 する額
ホール	専用使用	一般	1回	1,800 円	9 公前
和室(小)	専用使用	一般	1回	400 円	
和室(中)	専用使用	一般	1回	600 円	
和室(大)	専用使用	一般	1回	1,000 円	
和室(特大)	専用使用	一般	1回	1,800 円	
実習室	専用使用	一般	1 回	1,800円	
工芸室	専用使用	一般	1 回	1,000 円	
講義室	専用使用	一般	1 回	1,000 円	
附属ホール	専用使用	一般	1 回	1,200 円	

### 備 考

- 一 1回の使用は、3時間以内とする。ただし、多目的ホール及び軽運動室の使用は、1時間単位とし、3 時間を限度とする。
- 二 映画会、音楽会その他の催し等で、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収して使用する場合の使用 料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。

### 二 附属設備の使用料

X	分		使	用	料	
	ピアノ	1台	1日	間		300円
┃ ┃ 多目的ホール	舞台照明設備	一式	1日	間		500円
タロリホール	放送設備	一式	1日	間		500円
	温水シャワー	1人	1	回		100円
視聴覚室	視聴覚機器	一式	1	回		300円
和室	茶道用電熱器	1台	1	回		100円
実習室	調理台	1台	1	回		200円
天日王	電気厨房機器	一式	1	回		100円
工芸室	電気陶芸窯	1台	1日	間		300円
エ女主	電気工作設備	一式	1	回		100円
電気供給設備 (持込	幾器に限る。)	1 キロワット	• 1	回		100円

## (2) 福島市学習センター条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島市学習センター条例(平成16年条例第31号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(開放事業)

第4条 教育委員会は、市民の生涯学習活動に資するため、施設の管理運営上に支障のない限り、休館日に施設を開放することができる。

(図書の貸出等)

第5条 学習センター内の図書の貸出等の手続については、福島市立図書館条例施行規則(昭和60年教育委員会規則 第3号)の規定を準用する。

(使用許可の申請)

- 第6条 条例第7条第1項の規定により使用(個人使用を除く。)の許可を受けようとする者は、使用しようとする 日(以下「使用日」という。)の前月の10日から使用日の3日前までに学習センター使用申請書(様式第1 号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が当該施設の使用に支障がないと認めると きは、この限りでない。
  - 2 教育委員会が必要と認めるときは、前項に規定する使用申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用の許可)

- 第7条 教育委員会は、条例第7条第1項の規定により使用(個人使用を除く。)の許可をした時は、学習センター 使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。
  - 2 個人使用の場合は、個人使用券(様式第3号) の交付をすることにより、使用の許可をしたものとみなす。

(使用の変更及び取消し)

- 第8条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用の許可を受けた 事項を変更し、又は取り消すときは、使用日の3日前までに、学習センター使用変更(取消)申請書(様式第4号)に当該使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が当該施設の 使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。
  - 2 教育委員会は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、学習センター使用変更(取消)許可書(様式第5号)を交付するものとする。

(団体登録)

第8条の2 学習センターの使用団体として登録を受けようとする団体は、福島市学習センター使用団体登録申請書 (様式第5号の2)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

- 第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、学習センター使用料減免申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。
  - 2 使用料の減免基準は、次のとおりとする。
    - 一 前条に規定する登録を受けた団体で、教育委員会が適当と認めた団体が使用する場合 全額
    - 二 小学校就学の始期に達するまでの子又は65歳以上の者が個人使用をする場合 全額
    - 三 市(市の機関を含む。以下この条において同じ。)が使用する場合 全額
    - 四 市の共催により使用する場合 100分の50に相当する額
    - 五 市の後援により使用する場合 100分の25に相当する額
    - 六 その他教育委員会が必要と認めた場合 教育委員会が定める額
  - 3 教育委員会が必要と認めるときは、第1項に規定する減免申請書のほか、関係書類を提出させることができる。

(使用料の還付)

第10条 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、学習センター使用料還付申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 使用料の還付の基準は、次のとおりとする。
  - 一 使用者の攻めによらない理由により使用することができない場合 全額
  - 二 第8条の使用の変更及び取消し(使用日の3日前までに許可を受けた場合に限る。)において過納となった使用料がある場合 過納となった額

### (使用者等の遵守事項)

- 第11条 使用者及び入館者は、学習センターの使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - 一 許可を受けないで物品を展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
  - 二 秩序の維持に努め、清潔及び整頓を保持すること。
  - 三 許可された施設以外の施設及び備付物件等を使用しないこと。
  - 四 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
  - 五 係員の指示に従うこと。

### (職員の立入り)

第12条 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

### (原状回復義務)

- 第13条 使用者は、学習センターの使用を終了したとき、又は条例第10条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命じられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。
  - 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

### (滅失又は毀損の届出)

第14条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちに学習センター滅失(毀損)届(様式第8号)により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

#### (委 任)

第15条 この規則に定めるもののほか、学習センターの管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則(略)

# (3) 福島市学習センター運営審議会規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、福島市学習センター条例(平成16年条例第31号)第15条の規定により設置する福島市学習センター運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員長及び副委員長)

- 第2条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任し、その任期は一年とする。
  - 2 委員長及び副委員長は、再任されることが出来る。
  - 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

- 第3条 審議会の会議は、定例会及び臨時会とする。
  - 2 定例会は、年6回とし、臨時会は、館長が必要と認めたとき招集する。
  - 3 委員長は、審議会の会議の議長となる。
  - 4 審議会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。
  - 5 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (小委員会)

第4条 審議会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

### (委 任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

# (4)福島市学習センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市学習センター条例 (「以下「条例」という。」) 及び同条例施行規則 (以下「規則」という。) に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学習相談)

第2条 条例第4条第1項第4号に規定する学習相談は、原則として生涯学習指導員が行うものとし、相談時間 は、午前9時から午後5時45分までとする。

(開放事業)

- 第3条 規則第4条に規定する休館日における開放事業は、次により行うこととする。
- (1)休館日の開放は、休館日のうち12月29日から翌年の1月3日までを除き行うものとする。
- (2) 開放時間は、午前9時から午後9時までとする。
- (3) 開放施設は、図書室を除く全施設とする。
- (4)開放対象は、団体とし専用使用に限る。

(個人学習)

- 第4条 学習センターを利用して個人で学習しようとする者の施設使用は、次により行うこととする。
- (1)使用時間は、開館日の午前9時から午後5時45分までとする。使用する施設は、ホール、視聴覚室、 研修室、和室、会議室、講義室、実習室、工芸室とし、主催事業及び専用使用がない場合に限り、個人学 習に供することができるものとする。
- (2)使用に際し、利用者は学習センター個人学習利用票(様式第1号)に住所、氏名、連絡先及び利用開始 時間を記載し、使用終了後に終了時間を記載するものとする。
- (3)当日の会場の有無及び会場については、行事予定表に掲示するとともに電話での照会に応じることとする。

(個人使用)

- 第5条 多目的ホール及び清水学習センターの軽運動室の個人使用日(専用使用できない日)は、休館日及び公的な行事の開催日等を除く毎週金・土曜日とし、その利用は次により行うこととする。
- (1)個人使用の時間は、午前9時から午後6時までとする。
- (2)個人使用者は、個人使用受付票(様式第3号)に住所、氏名、年齢及び電話番号を記載するものとする。
- (3)個人使用日以外で専用使用のない場合は、個人使用日に準じ個人使用できるものとする。

(専用使用)

- 第6条 規則第6条に規定する申請は、次により行うこととする。
- (1)使用の受付は、原則として使用日の前月 10 日からとする。ただし、前月 10 日が休館日の場合はその翌日、休館日が続く場合は休館日後の最も早い開館日とする。
- (2)受付方法は、来館による申請とし、使用の承認は原則として先着順とする。ただし、申込の状況により貸し出し施設の一部または全部を抽選、その他にすることができる。
- (3)専用使用は、5人以上の使用とする。
- (4)同一団体の専用使用は、週1回を限度とする。ただし、受付開始日の3日目以降で他に使用者がいない日時については、この限りでない。

(使用団体の登録条件)

- 第7条 規則第8条の2に規定する使用団体の登録条件は、次のとおりとする。
- (1)職員の勤務時間外に巡回管理人対応施設の使用を希望する団体
- (2)使用料の減免を希望する次の団体

会費によって団体の運営がなされている、営利を目的としない社会教育関係団体 公共及び地域の福祉や地域づくりを目的として運営がなされている地域団体

(使用団体の登録認定)

- 第8条 使用団体の認定は、認定基準(別表第1)により行うものとする。
- 2 登録の認定は、教育委員会が行い「福島市学習センター使用団体登録認定書」(様式第2号)をもって行う。
- (1)認定書の登録認定期間は、2年以内とする。
- (2)登録団体が、学習センターの使用申請を行う場合、係員の求めに応じ、登録認定書を提示しなければならない。
- (3)登録団体は、認定書を紛失し、破損し、又は汚損したときは、「学習センター使用団体登録認定書(紛失届及び再交付申請書)」(様式第4号)により届け出て、再交付を受けなければならない。

(使用団体の変更)

- 第9条 使用団体の登録内容を変更するときは、「学習センター使用団体登録変更届」(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 使用団体の解散、又は登録を抹消するときは、「学習センター使用団体(解散・登録抹消)届」(様式第6号) に認定書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(使用団体の登録免除)

- 第 10 条 学習センター館長は、前条第 1 項に該当する場合でも、次の(1)から(4)の全ての要件を満たすと判断した場合及び(5)は、登録を免除することができる。
- (1) 団体の利用が定期的や頻繁な利用でないこと。
- (2) 団体の目的及び使用内容が明確であること。
- (3) 団体の責任者及び使用責任者が明確であること。
- (4) 団体の存在と活動が市民や地域住民から認知されているか、理解を得ることができること。
- (5) その他学習センター館長が特に必要と個別に判断した場合。
- 2 使用団体登録免除の判断は使用申請受付毎に行い、承認は当該学習センターの使用許可をもってあてる。 学習センター館長は、前項の判断にあたって、必要書類の提出を求めることができる。
- 3 登録免除を受けた団体は、当該学習センターに限り使用することができる。

(図書室の利用)

第11条 図書室の利用は、別表第2により行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

ただし、第6条(1)、(2)の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 貝

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 貝

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### (別表第1)

# 使用団体の登録認定基準

使用団体の登録認定基準は、次のとおりとする。

- 1 学習センター施設及び敷地内において、営利及び宗教と政治の活動や事業を行わないこと。
- 2 団体の目的と具体的活動内容を明記した規約を有すること。
- 3 団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構(総会、役員会等)が確立していること。
- 4 団体独自の経理を有すること。
- 5 団体活動の本拠としての事務所を福島市内に有すること。
- 6 団体構成人員は10人以上であり、かつ、半数以上が福島市内に住所があるか勤務 しており、性格上会員の加入・脱会が自由に認められる団体であること。

### (別表第2)

(33 200 = )	
施設	利用時間等
大型図書室を有する学習センター	1 日曜日 午前9時から午後5時まで
(大型図書室:蔵書 20,000 冊以上を	2 日曜日以外 午前9時から午後5時45分
有する図書室)	まで
	図書の整理日及び特別整理期間中は、図書
	室を利用できないものとする。
上記以外の学習センター	午前9時から午後5時45分まで

	福島市	ī	 学 習	] セン	タ -	- 使 月	月 申 請	書		
							許	可	第	号
福島市	<b>「教育委員会</b>						申請		年月	日
		/÷ 5€ / 5€	: <del>/-</del> +₩\							
		住所(所								
		申請人 団 体 請任者								
		見 止 日		電話連絡		 局	番)			
次のとおり	申請します。			E111 / L ma		7-5	<u>ш</u> ,			
行事等の名称	<u> </u>									
使用の目的										
使用者区分	— 般•	高校生以下	使用人員		名	入場	<b>湯料徴収の</b>	有無	有	· 無
使	用	年 月	日		使	用 施	設		使 用	設備
使年	月日(昭	曜日) 時分	分~ 時	寺 分						
用年	月日(略	曜日)  時 名	分~ 時	寺 分						
内年	月日(略	曜日) 時 分	分~ 時	寺 分						
容 <del>                                  </del>	月 日( 日	曜日) 時 3	分~ 時	寺 分						
年			分~ 時	寺 分						
使用施設	-	·		施設分		使用設備	単	鱼価	回数	設 備 分
1 多目的ホー	R# HH 7777				多	ピア		間 300		
	ル 1回 1,800 n 時間 200				目的	舞台照明		間 500		
	<b>至</b> 時間 100	+	$-\!\!\!\!+$		ホ			間 500		
<del></del>	室 1回 1,500 室 1回 500		-+		ルル	温水シャ	7 7 - 1	回 100		
	室 1回 1,000		_			空視 聴 寛	学機器 1回	300		
	室 1回 1,000	+ +	_			茶道用電				
8 和 室	1回 400					調理	台 1回			
9 和 室	1回 600					電気厨房	号機器 1回	100		
10 和 室	1回 1,000					電気陶				
11 和 室	1回 1,800				室	電気工作		100		
	室 1回 1,800		$-\!\!\!\!+\!\!\!\!\!-$		持込機	幾器(1 Kwに	つき) 1回	100		
	室 1回 1,000		$-\!\!\!\!+\!\!\!\!\!\!+$							
14 附属ホー	ル 1回 1,200 施設使用料		<del></del>			÷₽./#	使用料合計			
1	.許可する	<u>f p il</u>		使田	<u>■</u> 料 合 計		医用种口引			<u> </u>
	<u>・いつァン</u> 減免 施行規則:		룩)	-	料減免					円
2	. 許可しない			-	料 決 定					円
上記のように決	定してよいか伺いる	 ます。								
館長	主 任	係員	į	許可	年	月日	領	ЦΣ	年	月 日
裁				年	月	日				
1×2				•						

- 記入上の注意

  - 5人上の注息 1 必要事項を記入の上、該当するものを で囲んでください。 2 太線内は、記入しないでください。 3 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

			福	島	} F	र्च				学	習	セ	ン	タ	_	使	用	申	請	書				
																		討	Ŧ =	गु	第		号	
	褔	島市	教育	委員	員会	È											許可	 可			年	月	E	 ]
								住日	沂(所在	=+										_				
									体名											<b>À</b>			島市	
								_	王者名										*	羕		事委! 公日	員会 1	
								只!	<b>_</b>										1:	水		4		
z	えのとる	おり申	請しま	きす。	•											禇	島市	教育	委員	会				
行	事等の	名称																						
使	用の目	目的																						
使	用者[	区分	_	f	般	•	高杉	注生以下	使	用人	人員			名		λ	場料	徴収	の有	無		有	•	無
		使		用			年	J	月		日			使	月	3	施	設			使	用訁	殳 備	
使		年	月	日	(	曜	日)	Щ	分	~	時	分												
用		年	月	日	(	曜	日)	眼	<b>分</b>	~	時	分												
内		年	月	日	(	曜	日)	眼	· 分	~	時	分												
容		—— 年	—— 月	日	(	曜	日)			~	時	分												
等		年	 月	日			日)	Ħ			時	分												
使	用力	施設	,	価	、 回			用料	加算			<b>色設分</b>	<u> </u>	1	佰	用設	造	1	単	価	回	数	童母 4	備 分
		ホール	時間	200 100		×X	IX.	/ IJ - III	NH <del>31</del>	·1·-1	13	GIX /	,	多	ピ		7 7	7	時間		Н.	*^	HX I	HB 73
2	亦 -	– л			)									Ħ	舞台	分照	明設	计備	時間	500				
3	軽 運	動室	時間時間	200 100										的 ホ	放	送	設	備	時間	500				
4	視聴	覚 室	10 1	1,500	)									ı	温 2	Κシ	ヤワ	7 —	1 回	100				
5	研(	多 室	10	500	)									ル										
6	講	義 室	10 1	1,000	)									視耳	恵覚	室視月	聴覚	幾器	1回	300				
7	会 i	義 室	10 1	1,000	)											道用	電素	热器	1回	100				
8	和	室	1回	400	)									実習	調	Ŧ,		台	1回	200				
9	和	室	1回	600	)									室	電気	瓦厨	房機	と 器	1回	100				
10	和	室	1回 1	1,000	)									<del></del>			甸 芸							
11	和	室	1回 1	1,800	)									室	電気	₹工	作訝	} 備	1回	100				
12		望 室	10 1	1,800	)									持辽	人機器	롤(1 k	(wにつ	)き)	1回	100				
13	I ž	芸 室	10 1	1,000	)																			
14	附属。	ナール	1回 1	1,200	)																			
		. 1	施設	使	用	料	合言	†								Ì	设備使	用料	合計					
			. 許可										刊 料											円
決定	E区分					則第	9条	第 2 項第	第 号	를 )	_		刊料											円
		2	. 許可	Jした	111							使月	刊 料	決ス	E 額									円
注意	意事項	2 使 3 使 4 許 5 所 6 傷 7 施	用に当 用目的 で 定の場 ま等の 記 ひ で で で で で で で で で の り で の り で り で り で り	当たり りたり りたり ります がある	っ外施以改寸てに設外は物	は施以で、件の	係等の飲則滅	可かける。可能は一切では、大きないでは、これでは、これででででいる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	- 従うこ け属しる 関を 目 責 負 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員	と。 いい いい いた と いた と	使用 と。 ほに きは	しない おいて 、直を	て処理 5 に係	■する	るこ <i>る</i> こ申し	<u>-</u> 。	避難させ	てい	ただ	く場	♂ 付			

- 記入上の注意
  1 必要事項を記入の上、該当するものを で囲んでください。
  2 太線内は、記入しないでください。
  3 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

様式 第	<u>4号(</u>																								
		福	島	市			学	習	セ	ン	タ	-	使	用	変	更	(]	取消	)	申	請	書			
福島	島市教	育委	員会																可	第			号	1	
																	申請	İ		年	月	E			
								(所		1)															
					申請力	人	団	体		_															
							貢	任者			ニュー・ホ	1.b						<del></del>		_					
次のとお	り申請	責しま	:す。							(电	話連	絡		局				番)							
変更前	使用許	F可			年	月	日	第			号														
使 用 (行事	目 名称	的 )																						_	
申請	理	由																				1			
変更(取	消)の	区分	<u> </u>	変	更		取	消					变	更	í -	(		_	)			-	し -		
			内	<u> </u>			容	使	用	料	額	-	内			1	容	使	用	料	額	使	用	料	額
		ļ																							
		ļ																							
		ļ																							
		ļ																							
i	計											$\dagger$													
		1	. 許可 <sup>·</sup>	する						偵	吏 用	料	決	定客	頚									円	3
決定区分		( 渥	載免 ∮	条例施:	行規則第	第9条第	第2項第	号)		偵	も 用	料	減	免 客	頚									円	3
		2	. 許可	しない	١					付	も用	料	徴	収客	額									円	}
上記のよ	うに対	定し	てよい	か何	います。	•				и															
館長	主	任		係				員				許	可:	年 月	日					領	収 :	年 月	日		
													年	В 0											

記入上の注意 1 大線内は、記入しないでください。 2 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

	福	島市			学	習も	ヹン・	ター	使用	变貝	更(取	7消	)許	可書				
													許	可第	į		号	
福	島市教育	<b>首委員会</b>										許可		í	<b>∓</b> F	1	日	
				白	E所(凡	f在地)												
				<u> 1</u>	体	名									島県 教育委			
				責	任者	名								様	公公			
											福島	市教	育委員	会				
次のとも	うり許可し	ます。										7-1-37	.,,					
変更前例	更用 許 可		年	月	日	第		号										
使 用 ( 行事	目 的 名 称 )																	
申請	理由																	
変更(取消	当)の区分	变	更		消				变	更	(取	消					引 :	ー き
		内		容		使用	料額		内		容		使用	料額	快	用	料	됊
言																		
4000	1 . 許可		DI 677 -	A *** -	T= ^^	Ω,			料決定								P.	
決定区分	( 減免   2.許可	条例施行規 しない	則第 9	余弟 2	垻弟	号)	- 1		料減免料徴収								F.	
	1 施設に	<u>) るい</u> 入るときは、 当たっては、	本許可係員の	書を係	員に扱	是示する - と			14		<u> </u>							
	3 使用目	ヨたりでは、 的以外に施設 れた施設以外	等を使	用しな	いこと	<b>-</b> 。	<b>⋾</b> 用Ⅰ.ታ	:L.\	<b>⊢</b> _									
注意事項	5 所定の	場所以外では の事故は、原	飲食し	、喫煙	をした	よいこと	- 0			ے								
	7 施設及	び事成は、 が備付物件を は、直ちに原	滅失し	、又は	き損し	<i>」</i> たとき	は、直	すった。	系員に届	こ。 け出で	で原状に	復す	ること	0				

様式 第6号(第9条関係)

### 福島市

### 学習センター使用料減免申請書

福島市教育委員会

許可 第 号

住所 (所在地)

団 体 名 申請人

責 任 者 名

(電話連絡 局 番)

次のとおり申請します。

行事	事等の名称											
使用	の目的											
使 用	用者区分	一般	・高校生	以下	使用	人員		名	入場料徴収の	 有無	有	・無
使		使	用	年 )	月 日	i		使	用 施 設	使	用設	備
	:	年 月 日	(曜日	) 時	分~ 時	分						
用	:	年 月 日	日(曜日	) 時	分~ 時	分						
内	:	年 月 日	日(曜日	) 時	分~ 時	分						
容	(	年 月 日	3 (曜日	) 時	分~ 時	分						
等	:	年 月 日	(曜日	) 時	分~ 時	分						
使	用 施 設	単 価	回数	使用料	加算料	施	設分	使	用設備	単価	回数	設備分
1	多目的ホール	時間 200 時間 100							ピアノ	時間300		
2	ホール	1回1,800						多目	舞台照明設備	時間500		
3	軽 運 動 室	時間 200 時間 100						的亦	放送設備	時間500		
4	視聴覚室	1 回1,500						l IV	温水シャワー	1回100		
5	研修室	1回 500						<u> </u>				
6	講義室	1回1,000						視聴!		1 回300		
7	会 議 室	1回1,000						和室	至茶道用電熱器	1回100		
8	和 室(1)	1回 400						実習	調理台	1 回200		
9	和 室(2)	1回 600						室	電気厨房機器	1回100		
10	和 室(3)	1回1,000						I.	電気陶芸窯	時間300		
11	和 室(4)	1 回1,800						芸室	電気工作設備	1回100		
12	実 習 室	1回1,800		<u> </u>				持込機	器(1Kwにつき)	1回100		
13	工 芸 室	1回1,000										
14	附属ホール	1回1,200										
		使 用	料合	計					設 備 使 用 *	合計		
	1 . 許可す					使 月	用料 合	計 額				円
決定区分	( 減免 施行	規則第9条第	第2項第	号)		使 月	月 料 減	免 額				円
	2 . 許可し	ない				使月	月 料 決	定額				円
												•
摘要												

記入上の注意

必要事項を記入の上、該当するものを○で囲んでください。 大線内は、記入しないでください。 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

# 福島市 学習センター使用団体登録申請書

				<del>T</del>	H	
<b>畐島市教育</b>	育委員会					
	申請者	<b>首住所</b>				
	氏	名				

学習センターの使用団体として登録したいので、必要書類を添えて申請いたします。

(連絡先 -

										登録	番号				
	体		名							構成	人数				人
動	の	内	容												
体	の	目	的												
	務		所	福島	市										
絡	先	氏	名								電話 (			)	
2.	•	住	所												
役	•	職	名	氏	名			住		所			電	話	
			師												
何	†	書	類	会	則・	現約	Ê	:員名:	簿	予算	書	事業計画			
	格 2. 役	動 の 体 の 務 絡 先 2.	体 の 目 務 絡 先 氏 2. 住 役 職	動 の 内 容 的	動の内容 体の目的 務所福島 経た 氏名 2. 住所 役職名氏	動の内容 体の目的 務 所 福島市 絡 先 氏 名 2. 住所 役 職 名 氏 名	動の内容体の目的 務所福島市 絡先 氏名 2. 住所 役職名氏名	動の内容 体の目的 務所福島市 絡先氏名 2. 住所 役職名氏名	動の内容 体の目的 務所福島市 絡先 氏名 2. 住所 役職名氏名 住	動 の 内 容 体 の 目 的	体 名	動 の 内 容 体 の 目 的	株	株 名   構成人数   横成人数   動 の 内 容 体 の 目 的	構成人数

生涯学習活動をしたい人に情報を提供するため、市民等からの問い合わせに対して、 連絡先の氏名と電話番号の情報公開を承諾する方は連絡先欄の 1.を、しない方は 2.を で囲んで下さい。

上記の団体を登録団体(減免 可 否 )として承認してよいか伺います。

補	係	係	
佐	長	員	
用	係		
任	員		
	<b>佐</b> 主	佐     長       主     係	佐     長       主     係

印は、記入しないでください。

様式第7号(第10条関係)

福島市		<b>ロンター</b>	使月	月料還作	<b>寸申請書</b>
福島市教育	委員会		令和	年	月 日
	住所(所	f在地)			
	申請人 団 体	、 名			
		音 者 電話連絡先		局	番)
次のとおり	申請します。 T				
行事等の名称					
許可番号	第   号	<del>;</del>			
使用申込 時	令和 年	月 日(	曜)	時	~ 時
申請理由					
還付区分	規則第10条第2項	1 第1号	全額		
	MEN 101 MEN 101	2 第2号	過納となっ	た額	
納入済使用料				円	
還付額				円	

- 記入上の注意
- 1 必要な事項を記入してください。
  - 2 太線内は、記入しないでください。

福	島市	学	学習セ	ンター	滅失(毀掛	<b>員)届</b> 年	月	日
福島市教育委員会	<u>&gt;</u>							
				住戶	听(所在地)			
				団(	本名			
				<u>責</u> (	<u>壬者名</u> (電話連絡	 局		昏)
下記のとおり			の施設	(備付物作	牛)を滅失(毀			
	T			記 				
滅失(毀損)の日時		年	月	日(	)	時	分頃	
滅失(毀損)した施設 及 び 備 付 物 件								
滅失(毀損)した施設 及び備付物件の数量								
滅失(毀損)の状況								

### (様式第1号)

# 学習センター個人学習利用票

この受付票は、事故があった場合に備えるものです。

利用	B D		月	日	開	始	時	間	時	分~	
小儿	ĦП		7	П	終	了	<del>時</del>	間	時	分	
氏	名				利	用音	『屋	名			
住	所	福島市									
電話	番号										

(様式第2号)

福島市 学習センター使用団体登録認定書

令和 年 月 日 団体名 (減免 可 否 )

上記の団体を、福島市学習センター使用登録団体として認定します。

ただし、認定期間は、令和 年 月 日から

令和 年 月 日までとします。

登録内容に変更があった場合は、すみやかに登録学習センターに申し出てください。

福島市教育委員会

# (様式第3号)

# 個 人 使 用 受 付 票

この受付票は、事故があった場合に備えるものです。

使用	B D	月	B	開	始	時	間		時	分~
	ли	7	Н	終	了	時	間		時	分
氏	名				使用部	『屋名		•	多目的	勺ホール
				(	を付け	てくださ	(1)	•	軽運動	前室
住	所	福島市								
電話	番号				年	歯令				

# (様式第3号 条例第7条の2)

# 個 人 使 用 券

No. 個人使用券	<u>No.</u> 福島市学習センター個人使用券
(種別)一般用 <u>¥</u> 施設使用料 円	(種別)一般用 (使用料) (ウオートリング (ウまでは、 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般用 (中の一般) (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中の一》 (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中)
設備使用料 円 (使用日) ・ ・ 福 島 市 教 育 委 員 会	(使用日時) ・ ・ 時 分~ 時 分 福島市教育委員会

(様式第4号)

令和 年 月 日

# 学習センター使用団体登録認定書 (紛失届及び再交付申請書)

		学	習セン	′ター館 <del>[</del>	<b>長</b> 様									
								申請者氏	住所名					-
				事由によ		習セン	ター使	用団体	登録認	定書で	を紛失い	たしま	したの	)
							ā	2						
	紛	失	日				年	<u> </u>	月	E	3			
	紛	失 事	由											
	備		考	紛失し	した認	定書か	が見つか	かった場	合はす	- ぐに	返却しま	きす。		
			l											
上記回	団体に	学習も	:ンター	·使用団体	本登録 (	認定書	書を再交 年	を付しま 月	∄す。	日	NO.		)	
館長			主任			係員								

写しを生涯学習課へ提出ください。

# 学習センター使用団体登録変更届 (団体名・連絡先等)

		学習	セン・	ター館長	様					
この	)たび	、下記	記の変	更があり	ました	こので届	申請者 氏	住所 名 先	 	
					į	新			旧	
	寸	体 :	名							
	氏	名								
	住	所								
	電記	括番号	,							
連		名								
絡	/	所								
先	電記	括番号	-							
館長			主任			係員				

写しを生涯学習課へ提出ください。

# 学習センター使用団体 (解散・登録抹消)届

	学習・	センター	-館長 様		
					団 体 名 申請者住所 氏 名 連 絡 先
	たび、下記 します。	の事由	により(解散	・登録	味消) いたします。併せて認定書を
		Г	ı	<del>                                     </del>	
館		主		係	
長		任		員	

届・認定書の写しを生涯学習課へ提出ください。

# 17 福島市社会教育関係団体認定基準

### 第1条(目的)

この基準は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第10条に定められた「社会教育関係団体」の認定について基本的要項を定めることを目的とする。

#### 第2条 (団体の性格)

社会教育関係団体とは、人事、運営、事業、財政が団体自身の自発的意思と独自の裁量により行われる自主的な民間団体であること。

社会教育関係団体を判定する基準は、次のとおりとする。

継続的、かつ計画的に社会教育に関する事業を行うこと。

規約を有すること。

団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構(総会・役員会等)が確立していること。

団体独自の経理機構を有すること。

団体活動の本拠としての事務所を有すること。

団体構成人員は概ね10人以上であり、性格上会員の加入・脱会が自由に認められる団体であること。

団体活動の成果としての社会参加・還元事業を持つこと。

### 第3条(標準)

社会教育関係団体は、概ね次に掲げる団体を標準とする。

青少年教育に関する団体

成人教育に関する団体

視聴覚教育に関する団体

社会通信教育に関する団体

社会教育関係施設に関する団体

芸術文化に関する団体

体育・スポーツ競技に関する団体

レクリエーションに関する団体

その他、これに準ずる団体

### 第4条(制限)

上記団体であっても、次の各号の一に該当するときは、社会教育関係団体より除外する。

営利を目的として事業を行うとき

政治・宗教活動を行うとき

公の秩序または善良な風俗を乱す行為を行うとき

### 第5条(認定)

社会教育関係団体の認定は教育委員会が行う。

### 第6条(運 用)

この基準の運用にあたり必要な事項は、教育長が別に定める。

この基準は、平成6年4月1日から適用する。

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

# 18 福島市社会教育館条例

### (設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第3条及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第244条第1項の規定に基づき、青少年等の健全な心身の育成を図るため、福島市社会教育館(以下「社会教育館」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 社会教育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
立子山自然の家		福島市立子山字金井作 1 番地	

### (事業)

- 第3条 社会教育館は、 次に掲げる事業を行う。
  - 一 青少年等の宿泊研修のための施設の提供に関すること。
  - 二 青少年等の体験活動の支援に関すること。
  - 三 前2号に掲げるもののほか、 社会教育館設置の目的を達成するために必要な事業

### (使用時間)

第4条 社会教育館の使用時間は、 午前8時30分から午後5時までとし、 宿泊の場合は午後5時から翌日午前8時 までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、 これを変更することができる。

### (休館日)

第5条 社会教育館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、 又は臨時に休館することができる。

### (使用の許可)

- 第6条 社会教育館を使用しようとする者は、 あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
  - 2 教育委員会は、前項の許可に際し、社会教育館の管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

### (使用の制限)

- 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、社会教育館の使用を許可することができない。
  - 一 公の秩序を乱し、 又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
  - 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
  - 三 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
  - 四 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
  - 五 その他管理運営上支障があるとき。

### (目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその 使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

### (使用許可の取消し等)

- 第9条 教育委員会は、 使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 その使用の条件を変更し、使用 を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
  - この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - 二 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。

- 三 第7条各号のいずれかに該当したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- 五 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
  - 2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により社会教育館の使用が不能となった場合も、同様とする。

### (使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

### (使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### (入館の制限)

- 第12条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。
  - 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
  - 二 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
  - 三 その他管理運営上支障があるとき。

### (賠償責任)

第13条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。 ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

### (指定管理者による管理)

- 第14条 教育委員会は、社会教育館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244 条の2 第3項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。)に社会教育館の管理を行わせる。
  - 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条及び第5条の規定 (この場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。) 並びに第6条、 第7条、 第9条第1項及び 第12条の規定の適用についてはこれらの規定中 「教育委員会」 とあるのは 「指定管理者」 と、第10条及び 第11条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは 「指定管理者」とする。
  - 3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、社会教育館を適正に市民の 利用に供しなければならない。

### (指定管理者が行う業務の範囲)

- 第15条 前条の規定により指定管理者に社会教育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
  - 一 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施に関する業務
  - 二 第6条第1項に規定する使用許可に関する業務
  - 三 社会教育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 四 前3号に掲げるもののほか、社会教育館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 (利用料金)
- 第16条 第14条第2項の規定により社会教育館の管理を指定管理者が行う場合において、教育委員会は、指定管理者 に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
  - 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

### (委 任)

第17条 この条例に定めるもののほか、社会教育館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則(略)

### 別表(第10条関係)

区分		使用料	
日帰り	1人1日につき	一般・高杉	全 300円
一口がソ		中学生以下	150 円
定泊	1 1 1 0 - 0 =	一般・高杉	全 500円
宿泊	1人1日につき	中学生以下	250 円
体育館	1回につき	500 円	
		伊丁佳田	一般 100 円
テニスコート (立子山自然の家に限る。)	1時間につき	個人使用	高校生以下 60 円
(T) HILMOSKICIKOS)		専用使用	一面 400円
キャンプ場 (立子山自然の家に限る。)	1人1泊につき	100円	

### 備考

- 一 体育館の使用料は、体育館のみを使用する場合に徴収し、1回の使用は、3時間以内とする。
- 二 テニスコートの使用料は、テニスコートのみを使用する場合に徴収する。
- 三 暖房を使用する場合の使用料は、本表使用料の額に当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 四 宿泊者からは、シーツ及び枕カバーの洗濯代として実費を徴収する。